

女性活躍推進法の成立を受けた本市の対応について

条文	主体	法律の内容	本市の対応
<p>1. 市町村推進計画の策定(第6条) 〔努力義務〕 &lt;H27.9 施行&gt;</p>	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各地域における女性の職業生活における活躍を進めるための行政としての計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談体制、両立支援、職業教育の充実等を記載</li> <li>・国の基本方針(H27.9.25)等を踏まえ策定</li> <li>・男女共同参画計画と一体のものとして策定できる</li> </ul> </li> </ul>	<p>◎本市の第3次男女共同参画基本計画(H26~30)を市町村推進計画に位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市基本計画では、「女性活躍推進センターの設置」、「事業者との共同によるワーク・ライフ・バランスの推進」、「就業意識の啓発」など、国の基本方針に対応した政策を盛り込んでいる。</li> <li>・男女共同参画審議会(H27.11.6)で審議</li> </ul>
<p>2. 一般事業主行動計画の策定(第8条ほか) 〔常時雇用300人以下の事業主は努力義務〕 &lt;H28.4 施行&gt;</p>	<p>民間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自社の女性社員の活躍を推進するための計画を策定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析 <ol style="list-style-type: none"> <li>①女性採用比率、②勤続年数男女差、③労働時間の状況、④女性管理職比率 等</li> </ol> </li> <li>2) 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」を策定</li> <li>3) 女性の活躍に関する情報の公表 <ul style="list-style-type: none"> <li>※国が策定指針を通知(H27.10 下旬目途)</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>● 国は取組が優良な事業主を認定(認定一般事業主)。</li> </ul>	<p>◎以下により民間企業の計画策定をサポートする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「女性輝き！事業(女性活躍取組企業支援)」の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・7社参加(第1回10/20、第2回11/18)</li> <li>・参加企業の計画策定をコンサルタントがサポート。</li> </ul> </li> <li>② 企業向け説明会の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・11/5 福岡労働局主催の説明会において市も事業説明</li> <li>・12/18 市・労働局・商工会議所共催で第2回説明会を開催 主に中小企業向けに法律・助成金・社労士派遣等を説明 イクボスセミナーを同時開催(講師：三井物産ロジスティクス・パートナーズ川島高之社長)</li> </ul> </li> <li>③ 社労士アドバイザー派遣事業の拡充 <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性活躍推進法に基づく「事業主行動計画策定」を、社会保険労務士の派遣対象に追加</li> </ul> </li> </ol>
<p>3. 特定事業主行動計画の策定(第15条) &lt;H28.4 施行&gt;</p>	<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市役所の女性職員の活躍を推進するための計画を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容は一般事業主行動計画と同様</li> </ul> </li> </ul>	<p>◎本市の女性活躍推進アクションプラン(H26~30)を事業主行動計画に位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H28.3までに所要の手続きを完了</li> </ul>